

2007年11月21日

東京都千代田区富士見 1-6-1 富士見 ビル  
日本ミシュランタイヤ株式会社代表取締役社長 ベルナール・デルマス様  
ミシュランガイド 社長様

**ミシュランガイドは室内完全禁煙を基準および絶対要件にすべきです  
(要請書)**

特定非営利活動法人日本禁煙学会  
理事長 作田 学  
162-0063 東京都新宿区市谷薬王寺町 30-5-201  
E-mail desk@nosmoke55.jp  
HP <http://www.nosmoke55.jp/>

私たちは、喫煙の害から人々の健康と命を守るために日夜活動している会員数約 1,300 人の医師・看護師・弁護士・報道関係者・一般国民などの多職種からなる NPO です。

ミシュランガイドは室内完全禁煙を基準および絶対要件にすべきであり、以下にその理由を述べます。

**理 由**

1. ミシュランガイド東京 2008 では、喫煙可能であり、大きな灰皿が麗々しくおいてあるという、今では既に世界からかなり遅れたレストランも三つ星、二つ星、一つ星に選ばれています。しかも屋内のスペースが狭く、一人喫煙すれば、全員が受動喫煙をする危険性が非常に高い店も入っています。健康増進法が施行されてからすでに4年以上が経過しているにもかかわらずこのありさまで。たとえば、三つ星のなかでは、かんだ、濱田屋など8店中4店が喫煙可能です。

これまでミシュランガイドが星を与えてきたニューヨーク、パリ、ローマ、ロンドンなどの店にはこのように危険な店は現在では存在しません。少なくとも星のつく評価店は「全面禁煙」を絶対要件とすべきでしょう。ミシュランの得てきた高い評価からも当たり前と思われず。この美味は、シェフの腕だけではなく、客が、美味しく、受動喫煙に煩わされることなく、食をひたすらに堪能できる環境があつてこそです。このように雰囲気・環境・設備を合わせて総合的に評価するミシュランの方法こそがこれまでに多くの読者の賛同を集めてきたのだと思います。

2. タバコによる健康被害を廃絶するために作られた国際条約「タバコ規制枠組み条約」（発効日は2005年2月27日）を批准した日本国では、条約の内容を誠実に、かつ迅速に実践する国際的責務が課せられていることにも注意を喚起したいと思います。この条約の第8条は、国民を受動喫煙被害から守る積極的な対策を講ずる責務があることを明示しています。第8条を誠実に解釈し適用するために、喫煙者と非喫煙者を保護するために最大限に可能な限りの幅広い公共の場、職場、レストラン、電車やタクシーを含む公共交通機関に完全禁煙を広げることが要請されています。

さらに、今年の7月にタイのバンコックで行われた第2回締約国会議において、罰則を伴う法制化をすすめ、2010年2月までにはレストラン、バーを含む閉鎖空間は全面禁煙とすることになりました。これに伴い、イギリス、イタリア、フランス、ドイツなど、あるいはアメリカのカリフォルニアやニューヨークはすべての閉鎖空間が禁煙になっています。たとえば、2008年1月からフランスで受動喫煙禁止の法令に違反するとレストランの客・経営者ともに罰金が科せられます。

また、日本が今年7月20日に批准し発効したILO条約187は労働環境での労働災害を厳しく防止するとしており、しかもILOは2005年に第17回World Congress on Safety and Health at Work (Orland) において、受動喫煙は最大の労働災害の一つであると規定しています。

3. このように受動喫煙を厳しく取り締まるという理由は昨年6月27日に発表された、米国公衆衛生長官報告にも明らかです。そこでは、

1. 受動喫煙は、タバコを吸わない子どもと大人の生命と健康を奪う。
2. 受動喫煙は、乳幼児突然死症候群、急性呼吸器感染症、耳の病気、重症気管支喘息のリスクを高める。親の喫煙は、子どもの呼吸器症状を増やし、肺の成長を遅らせる。
3. 大人が受動喫煙に暴露されると、ただちに心臓血管システムに悪影響があらわれる。また虚血性心疾患と肺ガンがおきやすくなる。
4. 受動喫煙に安全無害なレベルのないことが科学的に証明されている。
5. タバコ対策が相当進んだにもかかわらず、アメリカの数千万人の子どもと大人が、家庭や職場でいまだに受動喫煙にさらされている。
6. 屋内における喫煙の禁止により非喫煙者の受動喫煙暴露を完全になくすことができる。分煙、空気清浄機、エアコンディショニングによって非喫煙者の受動喫煙を防ぐことはできない。

と、受動喫煙の危険性を公式に宣言しています。

以上からご理解いただけますように、ミシュランガイドは受動喫煙が完全に防止できる施

設、すなわち室内全面禁煙店から選ぶべきです。ましてや欧米の三つ星店のトイレぐらいしか面積のない店での喫煙があり得ないことは当然のことです。

**来年度の版、及び今後の東京以外の地域の版では全面禁煙店のみが掲載されますように、よろしく願い申し上げます。**

以上

(参考)

タバコ規制枠組み条約

第8条 たばこの煙にさらされることからの保護

1. 締約国は、たばこの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていることを認識する。
2. 締約国は、屋内の職場、公共の輸送機関、屋内の公共の場所及び適当な場合には他の公共の場所におけるたばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を国内法によって決定された既存の国の権限の範囲内で採択し及び実施し、並びに権限のある他の当局による当該措置の採択及び実施を積極的に促進する。

健康増進法

第25条 受動喫煙の防止

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内またはこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（健康増進法第25条の）「その他の施設」とは、鉄軌道駅、バスターミナル、航空旅客ターミナル、旅客船ターミナル、金融機関、美術館、博物館、社会福祉施設、商店、ホテル、旅館等の宿泊施設、屋外競技場、遊技場、娯楽施設等多数の者が利用する施設を含むものであり、同条の趣旨に鑑み、鉄軌道車両、バス及びタクシー車両、航空機、旅客船などについても「その他の施設」に含むものである。（2003年4月30日 厚生労働省健康局長通達）

<http://nosmoke.hp.infoseek.co.jp/card/index.shtml>

2007年7月の受動喫煙防止条約

<http://www.nosmoke55.jp/data/0707cop2.html>